

令和5年度 日進西中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

既存の「いじめ・不登校対策委員会」の名称を「生徒指導・いじめ防止対策委員会」に変更し、さらに機能させ、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

○ 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

日進西中学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会(以下「推進協議会」)の設置を受け、校内に「日進西中学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」(以下「校内対策委員会」)を組織し、いじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを学校や特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応します。併せて、日常的な生徒指導・いじめ防止等の対策を協議します。

○ 「日進西中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」(以下「西中校区連絡協議会」)について

日進西中学校区の小中学校から上がってくるいじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを協議し、対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮ります。

○ 「校内対策委員会」および「日進西中区生徒指導・いじめ防止対策委員会」(以下「地区対策委員会」)について

「西中校区連絡協議会」のもとに、「校内対策委員会」と「地区対策委員会」を組織し、日常的にいじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを協議し、対策を検討し、必要と判断した場合は「西中校区連絡協議会」に諮ります。

○ 「校内対策委員会」の役割

ア 「日進西中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施して、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「日進西中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価

結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教育相談アンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

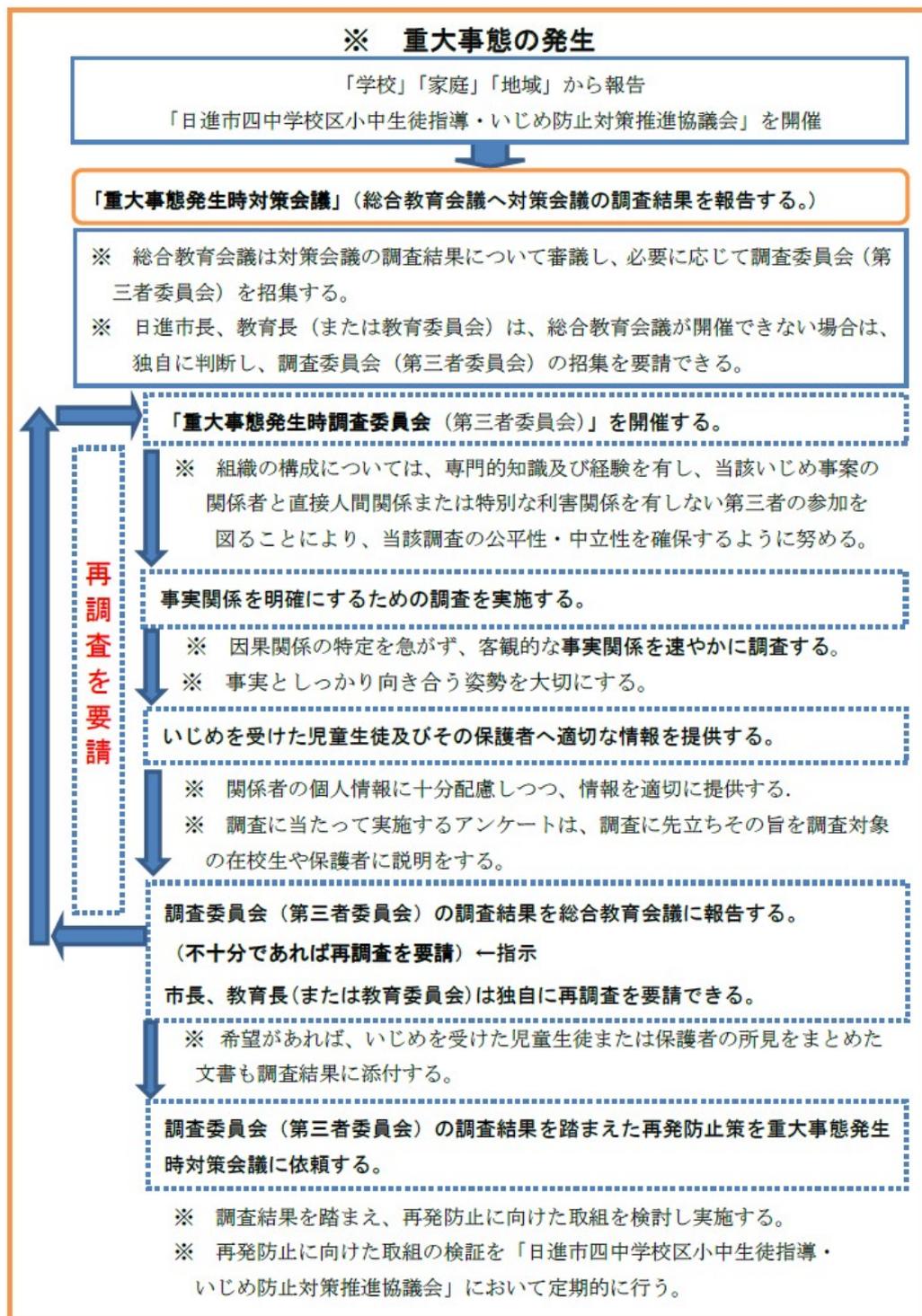
(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「校内対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態発生時の対応フロー図】



5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) いじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）し、校内対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

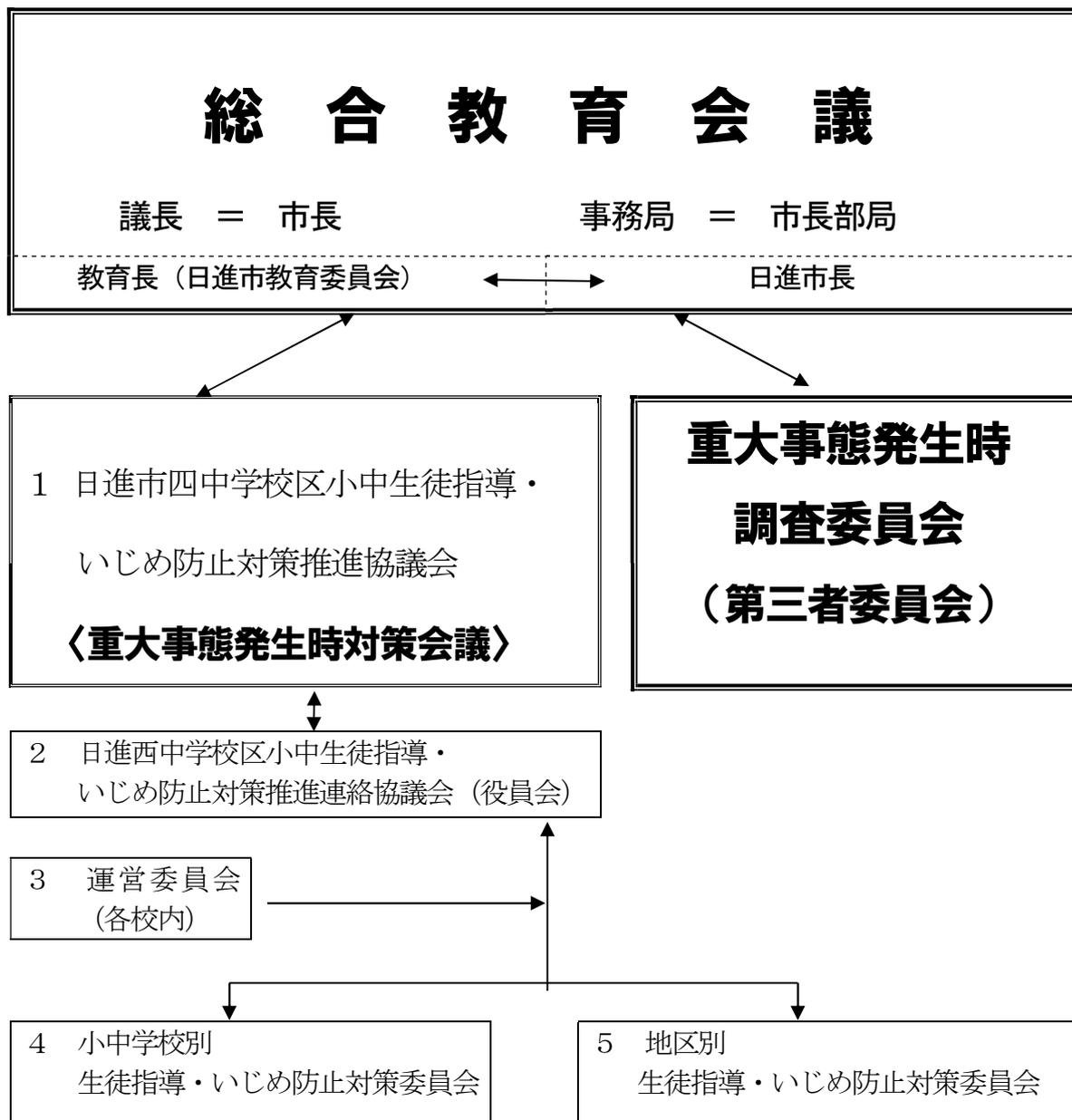
＜取組の年間計画＞

	「校内対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○生徒指導全体会	○学級開き、学年開き ○生徒指導リエゾン ○生徒、保護者へ相談室、スクールカウンセラー、心の教室相談員の周知	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○授業公開 ○PTA総会、学年懇談会
5月		D ↓	○現職研修 ○生徒指導全体会	○校外学習（1年） ○野外活動（2年）	○教育相談アンケート ○教育相談期間
6月	C ↓			○修学旅行（3年） ○選手壮行会	○教育相談期間
7月		A ↓	○全教員による取組の反省	○生活安全教室	
8月	P ↓		○反省のまとめと2学期への対策		
9月		D ↓	○生徒指導全体会	○西中祭準備	○身体測定
10月	C ↓			○西中祭	○教育相談アンケート ○教育相談期間
11月		A ↓	○現職研修	○保健指導（いのちの教育） ○薬物乱用防止教室（2年） ○福祉実践教室（1年）	○教育相談期間
12月	P ↓		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○人権集会 ○いじめ防止教室（2年）	
1月		D ↓	○生徒指導全体会	○職場体験（2年） ○授業公開（1・2年）	○身体測定 ○教育相談アンケート ○教育相談期間 ○生徒への学校評価アンケート
2月	A ↓		○自己評価	○奉仕活動（3年） ○3年生を送る会	○教育相談期間
3月		P ↓	○学校関係者評価の結果を検証し、「学校いじめ防止基本方針」の見直し	○学年レクリエーション	
通年			○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 ○生徒指導部会	○集会における校長等講話 ○情報モラル教育 ○道徳教育、体験活動 ○分かる授業の充実 ○保健教育（ヘルピータイム）	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラー心の教室相談員による相談 ○教育相談部会

6 その他

- (1) 生徒指導・生徒理解に関する校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載し、公開する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【組織図】



【構成】

1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会

〈兼 重大事態発生時対策会議〉 15人以内

- (1) 教育に関する事務に従事する者
- (2) 児童生徒等の権利、発達または心理に関し、専門的な知識を有する者
- (3) 児童生徒等の福祉について実務経験を有する者
- (4) 社会福祉に関し専門的な知識を有する者
- (5) 市内小中学校長
- (6) 教育委員会事務局職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 日進西中学校区小中生徒指導・いじめ防止

対策推進連絡協議会（役員会）

4 小中学校別

生徒指導・いじめ防止対策委員会

- ・ 会 長〔中学校長〕
- ・ 副会長〔小学校長〕
- ・ 書 記〔中学校生徒指導主事
・ 主幹教諭〕
- ・ 会 計〔中学校教頭〕
- ・ 幹 事
小学校生徒指導主任
PTA会長
(中) 地域委員鳥・副委員長
(小) 安全部長・地域活動部長
区長
保護司
民生児童委員
主任児童委員
家庭教育推進連絡協議会
正・副委員長
少年防犯活動推進委員代表
愛知警察署
スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー)
市教育委員会事務局

- ・ 校長、教頭
- ・ 主幹教諭
- ・ 生徒指導主事
- ・ P T A関係委員
- ・ 家庭教育推進連絡協議会
- ・ スクールカウンセラー
- ・ (スクールソーシャルワーカー)
市教育委員会事務局

5 地区別

生徒指導・いじめ防止対策委員会

- ・ 委員長〔中学校地域委員長〕
- ・ 副委員長
〔小学校安全部長・地域活動部長〕
- ・ 委 員
区長
主任児童委員
家庭教育推進連絡協議会委員長
少年防犯活動推進委員代表
小・中学校生徒指導主事(主任)
スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー)
市教育委員会事務局

3 運営委員会

- ・ 各小中学校
校長、教頭、主幹教諭
生徒指導主事（主任）
スクールカウンセラー
(スクールソーシャルワーカー)

※ 重大事態発生時調査委員会（第三者委員会） 5人以内

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法律について専門的な知識及び経験を有する者
- (3) 社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者
- (4) 少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者
- (5) 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び経験を有する者